

## 大阪市地域集会施設改修整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、地域住民団体が行う地域集会施設の改修整備に要する経費の一部を補助する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域住民団体」とは、おおむね小学校区の範囲を基本とする地域において、住民の多数の同意に基づき組織されたと市長が認めた団体をいう。

2 この要綱において「地域集会施設」とは、おおむね小学校区の範囲を基本とする地域において、地域活動や地域運営の拠点として別表 1 及び別表 2 に掲げる施設をいう。

3 この要綱において「災害」とは、異常な自然現象又は火災<sup>1</sup>により生ずる被害をいう。

4 この要綱において「耐震診断・耐震改修設計技術者」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号)第 5 条第 1 項各号に掲げる者をいう。

5 この要綱において「耐震診断」とは、耐震診断・耐震改修設計技術者が建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項に則って行う地震に対する建築物の安全性の評価をいう。

6 この要綱において「耐震改修設計」とは、耐震診断の結果地震に対する安全性を欠くと評価された建築物について、耐震診断・耐震改修設計技術者が行う安全性を有すると評価できる区分まで耐震性を高める工事の設計をいう。

7 この要綱において「施設の入替」とは、大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金交付要綱（昭和 50 年 4 月 1 日市長決裁）別表 1 に掲げる地域集会施設に代わり、新たに別の施設を、校区等地域における、地域活動や地域運営の拠点として利用するための施設として、市長が別に定める基準に基づき認定することをいう。

### (補助金の交付)

第3条 地域住民団体がその管理運営する地域集会施設の改修整備を行うときは、この要綱の定めるところにより、毎年度の予算の範囲内において、当該地域住民団体に対して、改修整備に要する経費について補助金を交付する。

2 前項の補助金は、老朽化対策改修補助金、災害復旧改修補助金、耐震診断補助金、耐震改修設計補助金、耐震改修工事補助金及び段差改修等補助金とする。

### (交付対象となる事業)

第4条 老朽化対策改修補助金の交付対象となる事業は、老朽化により維持管理上著しく支障があると認められる地域集会施設に対して行われる次のいずれかに該当する工事であって、補助金の交付を受ける年度内に完了するものとする。

---

<sup>1</sup> 人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して、消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

- (1) 屋根、天井又は壁等の防水、塗装並びに張替え等その他の雨漏り関連工事
- (2) 床、窓枠又は手すり等の補強並びに取替
- (3) 外構の改修工事
- (4) 電気、給排水、衛生、ガス又は空調関連工事
- (5) その他関係行政機関の立入検査等により指摘を受け改善が必要と認められる設備の改善のための工事

2 災害復旧改修補助金の交付対象となる事業は、災害による損壊等により維持管理上著しく支障があると認められる地域集会施設に対し、建物の復旧のために行われる次のいずれかに該当する工事であって、補助金の交付を受ける年度内に完了するものとする。

- (1) 屋根、天井又は壁等の防水、塗装並びに張替え等その他の雨漏り関連工事
- (2) 床、窓枠又は手すり等の補強並びに取替
- (3) 外構の改修工事
- (4) 電気、給排水、衛生、ガス又は空調関連工事

3 耐震診断補助金の交付対象となる事業は、耐震診断・耐震改修設計技術者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 第 1 号及び第 2 号に定める方法又は国土交通大臣が当該方法と同等以上の効力を有すると認める方法に基づき、地震に対する建築物の安全性を評価するものであって、補助金の交付を受ける年度内に完了するものとする。

4 耐震改修設計補助金の交付対象となる事業は、地域集会施設に対して行われる次の第 1 号に該当するものであって、耐震改修工事補助金の交付対象となる事業は、地域集会施設に対して行われる次の第 2 号のいずれかに該当する工事等（高価な装飾若しくは設備又は特殊な材料を使用しないものに限る。）とし、いずれの事業も補助金の交付を受ける年度内に完了するものとする。

(1) 耐震改修設計

耐震診断結果に基づく耐震改修設計

(2) 耐震改修工事

耐震改修設計に基づく次のいずれかに該当する耐震改修工事

ア 基礎の補強

イ 壁又は架構の補強又は新設

ウ 水平構面の耐力を向上させる工事

エ 構造耐力上主要な部分の緊結工事

オ 柱又は梁の強度を向上させる工事

カ 構造耐力上主要な部分等の腐朽・劣化部分の取替え又は補強

キ 屋根の軽量化工事

ク 前アからキに掲げる工事を行うために最低限必要と認められる仮設若しくは除却工事又は原状回復のための工事

5 段差改修等補助金の交付対象となる事業は、地域集会施設に対して行われる次のいずれかに該当する工事等（高価な装飾若しくは設備又は特殊な材料を使用しないものに限る。）であって、補助金の交付を受ける年度内に完了するものとする。

(1) 段差を改修する工事

- (2) 手すりを取付ける工事
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材を変更する工事
- (4) 引き戸等へ扉を取替える工事
- (5) 洋式便器等へ便器を取替える工事
- (6) トイレ非常ボタン、階段昇降機の設置等地域集会施設を安全に利用するために必要と認められる工事

(交付対象となる地域集会施設)

第5条 老朽化対策改修補助金の交付対象となる地域集会施設は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

- (1) 建設後若しくは大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金交付要綱（昭和50年4月1日市長決裁）に基づく補助金の交付後15年を経過した施設又は老朽化対策改修補助金の交付後15年を経過した施設であること。
  - (2) 交付対象となる事業の終了後10年間は、施設の設置及び利用の目的を変更しないこと
  - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に適合するものであること
  - (4) 施設の入替により、入替後の施設を老朽改修する場合、入替前の施設において、建設後若しくは大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金交付要綱（昭和50年4月1日市長決裁）に基づく補助金の交付後15年を経過した施設又は老朽化対策改修補助金の交付後15年を経過した施設であること。
- 2 災害復旧改修補助金の交付対象となる地域集会施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に適合するものでなければならない。
- 3 耐震診断補助金の交付対象となる地域集会施設は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。
- (1) 木造においては、平成12年5月31日以前に建築着工されたものであること
  - (2) 非木造においては、昭和56年5月31日以前に建築着工されたものであること
  - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に適合するものであること
  - (4) 施設の入替により、入替後の施設を耐震診断する場合、入替前の施設において、この要綱に基づく耐震診断補助金を受けたものでないこと
- 4 耐震改修設計補助金及び耐震改修工事補助金の交付対象となる地域集会施設は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。
- (1) 耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると判断されたものであること
  - (2) 耐震改修工事補助金の交付対象となる事業の終了後10年間は、施設の設置及び利用の目的を変更しないこと
  - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に適合するものであること
- 5 段差改修等補助金の交付対象となる地域集会施設は、次に掲げる要件を具備したものでなければならない。
- (1) 別表1に掲げる施設であるか、別表2に掲げる施設のうち、大阪市地域高齢者活動拠点施設

- (老人憩の家) 段差改修等整備補助金交付要綱に基づく補助金を受けたことがないもの
- (2) この要綱に基づく段差改修等補助金を受けたことがないもの
- (3) 事業により整備された設備等は、その目的のために5年以上供用するものであること
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に適合するものであること
- (5) 施設の入替により、入替後の施設を段差改修等する場合、入替前の施設において、大阪市地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）段差改修等整備補助金交付要綱に基づく補助金又はこの要綱に基づく段差改修等補助金を受けたものでないこと

(補助額)

第6条 老朽化対策改修補助金及び災害復旧改修補助金の額は、それぞれの補助金の交付対象となる事業に要する経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、補助限度額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる施設 220万円
- (2) 別表2に掲げる施設 110万円
- (3) 大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付を受けて建て替えた施設であって、延面積が132平方メートル以上のもの 220万円
- (4) 大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金の交付を受けて建て替えた施設であって、延面積が132平方メートル未満のもの 110万円
- 2 耐震改修設計補助金及び耐震改修工事補助金の額は、それぞれの補助金の交付対象となる事業に要する経費の10分の9に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、補助限度額は次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 耐震改修設計補助金 木造24万円 非木造135万円
- (2) 耐震改修工事補助金 木造400万円 非木造1,100万円
- 3 老朽化対策改修補助金の交付対象となる事業及び災害復旧改修補助金の交付対象となる事業を一の事業として実施する場合は、当該事業に要する経費は、老朽化対策改修補助金の交付対象となる事業に要する経費とみなして第1項の規定を適用する。
- 4 老朽化対策改修補助金の交付対象となる事業及び耐震改修工事補助金の交付対象となる事業を一の事業として実施する場合において、当該事業に係る工事等が第4条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、同条第4項第2号のいずれかに該当するときは、当該工事等に要する経費は、耐震改修工事補助金の交付対象となる事業に要する経費とみなして第2項の規定を適用する。
- 5 耐震診断補助金の額は、補助金の交付対象となる事業に要する経費の10分の9に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、補助限度額は次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 木造 床面積1㎡当たり1,000円
- (2) 非木造 床面積1㎡当たり12,000円
- 6 段差改修等補助金の額は、補助金の交付対象となる事業に要する経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、補助限度額は次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 別表1に掲げる施設であって、大阪市地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）段差改修等整備

補助金交付要綱に基づく補助金を受けたことがないもの 65 万 4 千円

- (2) 別表 1 に掲げる施設であって、大阪市地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）段差改修等整備補助金交付要綱に基づく補助金を受けたことがあるもの 32 万 7 千円
- (3) 別表 2 に掲げる施設であって、大阪市地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）段差改修等整備補助金交付要綱に基づく補助金を受けたことがないもの 32 万 7 千円

（交付申請）

第 7 条 この補助金の交付を申請しようとする地域住民団体は、事業に着手する日の 45 日前（市長が特別の事由があると認めるときは、市長が指定する日）までに、補助金交付申請書（別紙様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 老朽化対策改修補助金の場合は、前項の申請書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 工事の内容及びその費用が確認できる書類
- (2) 工事費用の比較見積書
- (3) 改修図面
- (4) 工事を必要とする部分の写真等
- (5) 地域住民団体の規約及び会員名簿
- (6) 地域住民団体財務状況申告書（別紙様式第 2 号）

3 災害復旧改修補助金の場合は、第 1 項の申請書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 官公署が発行する被災証明書又はり災証明書の写し
- (2) 第 2 項各号に掲げる書類

4 耐震診断補助金の場合は、第 1 項の申請書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 診断の内容及びその費用が確認できる書類
- (2) 診断費用の比較見積書
- (3) 図面
- (4) 地域住民団体の規約及び会員名簿
- (5) 地域住民団体財務状況申告書（別紙様式第 2 号）
- (6) 耐震診断・耐震改修設計技術者の資格を証する書類の写し

5 耐震改修設計補助金の場合は、第 1 項の申請書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 設計の内容及びその費用が確認できる書類
- (2) 設計費用の比較見積書
- (3) 地域住民団体の規約及び会員名簿
- (4) 地域住民団体財務状況申告書（別紙様式第 2 号）
- (5) 申請に係る地域集会施設の耐震診断結果の報告書
- (6) 耐震診断・耐震改修設計技術者の資格を証する書類の写し

6 耐震改修工事補助金の場合は、第 1 項の申請書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 耐震改修設計の報告書その他補助事業の成果を明らかにする書類等
- (2) 耐震診断・耐震改修設計技術者の資格を証する書類の写し
- (3) 第 2 項各号に掲げる書類

7 段差改修等補助金の場合は、第 1 項の申請書に、第 2 項に掲げる書類を添えなければならない。

8 老朽化対策改修補助金の交付対象となる事業及び災害復旧改修補助金の交付対象となる事業を

一の事業として実施する場合において、第3項第2号に掲げる書類に記載すべき事項が第2項各号に掲げる書類に記載されているときは、第3項第2号の規定は適用しない。

- 9 老朽化対策改修補助金の交付対象となる事業及び耐震改修工事補助金の交付対象となる事業を一の事業として実施する場合において、第6項第3号に掲げる書類に記載すべき事項が第2項各号に掲げる書類に記載されているときは、第6項第3号の規定は適用しない。

#### (交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容等が適正であるかどうか並びに金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、当該申請に係る補助金を交付する旨の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

- 2 市長は、補助金を交付する旨の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(別紙様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(別紙様式第4号)により、補助金の交付の申請をした地域住民団体に通知するものとする。

- 3 第1項の規定による決定は、補助金の交付の申請が到達してから45日以内に行うものとする。

#### (請書の提出)

第9条 補助金の交付の申請をした地域住民団体は、前条第2項の規定による交付決定通知書を受領した後、市長に対し、速やかに請書(別紙様式第5号)を提出しなければならない。

#### (申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした地域住民団体は、第8条第2項の規定による交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書(別紙様式第6号)により申請の取下げをすることができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内とする。

#### (事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業を行う地域住民団体(以下「補助事業者」という。)が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によっ

て賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合。ただし、補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。

- 3 市長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨の理由を付して補助事業者へ通知するものとする。

(決定の取消しに伴う補助金の交付)

第12条 前条第1項の規定による決定の取消しにより特別に必要となった次の各号に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

- 2 前項の規定により交付する補助金の額は、第8条第1項の規定により決定した補助金の額を超えることはできない。

(補助金の他の用途への使用の禁止)

第13条 補助事業者は、補助金を他の用途に使用してはならない。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(事業着手届)

第15条 補助事業者は、速やかに事業請負契約を締結するものとし、事業を開始しようとするときは、事業着手届(別紙様式第7号)に事業請負契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(事業内容等の変更の承認)

第16条 補助事業者は、事業の内容等を変更し、中止し又は廃止をしようとするときは、あらかじめ事業変更等承認申請書(別紙様式第8号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める申請があったとき、市長は、速やかに承認又は不承認の決定をし、地域集会施設改修整備事業にかかる変更等承認(不承認)決定通知書(様式第9号)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(別紙様式第10号)に補助金交付規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業が老朽化対策改修、災害復旧改修、耐震改修工事又は段差改修等の場合、前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事明細書
- (2) 工事請負業者からの請求書
- (3) 建築確認を要する工事については、工事完了を確認する検査証の写し
- (4) 消防法に基づく届出を要する工事については、消防署の受付印が押印された届出書の写し
- (5) 工事完了後の写真、耐震改修工事完了後の耐震診断結果の報告書その他補助事業の成果を明らかにする書類等

3 補助事業が耐震診断の場合、第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断明細書
- (2) 耐震診断請負業者からの請求書
- (3) 現地調査の写真
- (4) 耐震診断結果の報告書その他補助事業の成果を明らかにする書類等

4 補助事業が耐震改修設計の場合、第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震改修設計明細書
- (2) 耐震改修設計請負業者からの請求書
- (3) 改修図面
- (4) 耐震改修設計の報告書その他補助事業の成果を明らかにする書類等  
(補助金の確定等)

第18条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に対し、補助金交付確定通知書(別紙様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第19条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付確定通知書を受領した後、速やかに補助金請求書(別紙様式第12号又は別紙様式第13号)により市長に補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(支払報告)

第20条 補助事業者は、補助金交付後速やかに、当該事業に要した経費の支払を行い、支払領収書の写しを添えて支払報告書(別紙様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき
- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき
- (3) 補助金を他の用途へ使用するなど不適切な会計処理をしたとき
- (4) 法令又は公序良俗に反する活動を行ったとき



- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、地域集会施設改修整備補助金交付決定取消通知書(別紙様式第15号)により、補助事業者へに通知するものとする。

(関係書類の整備)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第18条の通知を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

(補助金の交付の状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、補助金の交付の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(本市が工事を実施する場合の特例)

第24条 地域集会施設が本市の建物の一部であることその他特別の事由により当該地域集会施設に係る第4条第1項、第2項、第3項又は第4項に掲げる事業を本市が本市の建物部分と併せて実施する場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「事業に着手する日の45日前(市長が特別の事由があると認めるときは、市長が指定する日)」とあるのは「市長が指定する日」とし、同条第2項第2号から第4号まで、第3項第1号、第4項第2号及び第3号、第5項第2号、第5号及び第6号、並びに第6項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する場合には、第11条、第12条及び第15条から第18条までの規定は、適用しない。
- 3 第1項に規定する場合における第14条、第20条及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「補助金の交付の申請をした地域住民団体」とする。
- 4 第1項に規定する場合における第19条の規定の適用については、同条第1項中「補助事業者は、前条の規定による補助金交付確定通知書を受領した後」とあるのは「補助金の交付の申請をした地域住民団体は、第8条第2項の規定による交付決定通知書を受領した後」とする。
- 5 第1項に規定する場合における第22条の規定の適用については、同条中「補助事業者」とあるのは「補助金の交付の申請をした地域住民団体」と、「第18条の通知を受けた日」とあるのは「第8条第2項の規定による交付決定通知書を受領した日」とする。

(施行の細目)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、改正後の大阪市地域集会施設改修整備補助金交付要綱第22条及び様式第11号の2の規定は、平成26年4月1日以降に着手した補助事業について適用する。

附則

この改正規定は、平成28年1月4日から施行する。

附則

この改正規定は、平成31年4月26日から施行する。

附則

この改正規定は、平成31年5月1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和2年4月20日から施行する。

附則

この改正規定は、令和2年12月1日から施行する。ただし、令和2年11月30日までに申請があったものについては、この改正前の要綱の規定を適用する。

附則

この改正規定は、令和3年3月31日から施行する。ただし、令和3年3月30日までに申請があったものについては、この改正前の要綱の規定を適用する。

附則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までに申請があったものについては、この改正前の要綱の規定を適用する。

附則

この改正規定は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和5年2月1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和6年5月1日から施行する。

#### 附則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

| 地域名      | 施設名称                | 所在地             |
|----------|---------------------|-----------------|
| 北区 滝川    | 滝川公園地域集会所・老人憩の家     | 北区天満 4-7-20     |
| 北区 堀川    | 堀川老人憩の家・堀川会館        | 北区同心 2-8-7      |
| 北区 西天満   | 西天満地域福祉センター         | 北区西天満 3-12-19   |
| 北区 済美    | 済美福祉センター地域集会所・老人憩の家 | 北区中崎西 1-6-8     |
| 北区 菅北    | 菅北福祉会館地域集会所・老人憩の家   | 北区池田町 1-50      |
| 北区 堂島    | 堂島地域集会所・堂島・中之島老人憩の家 | 北区堂島 2-2-26     |
| 北区 豊仁    | 豊仁地域集会所・老人憩の家       | 北区長柄中 3-4-2     |
| 北区 豊崎東   | 豊崎東会館               | 北区長柄西 1-1-39    |
| 北区 本庄    | 本庄地域集会所・老人憩の家       | 北区本庄東 2-4-39    |
| 北区 豊崎    | 豊崎会館                | 北区豊崎 4-7-1      |
| 北区 中津    | 中津福祉会館地域集会所・老人憩の家   | 北区中津 3-4-37     |
| 都島区 桜宮   | 桜宮福祉会館・老人憩の家        | 都島区東野田町 1-10-15 |
| 都島区 中野   | 中野福祉会館・老人憩の家        | 都島区中野町 3-4-24   |
| 都島区 西都島  | 西都島福祉会館・老人憩の家       | 都島区都島本通 2-13-53 |
| 都島区 内代   | 内代福祉会館・老人憩の家        | 都島区内代町 2-2-36   |
| 都島区 友渕   | 友渕福祉会館・老人憩の家        | 都島区友渕町 1-3-110  |
| 都島区 大東   | 大東福祉会館・老人憩の家        | 都島区大東町 2-19-16  |
| 福島区 上福島  | 上福島コミュニティセンター       | 福島区福島 8-12-7    |
| 福島区 福島   | 福島コミュニティセンター        | 福島区福島 5-17-23   |
| 福島区 玉川   | 玉川コミュニティセンター        | 福島区玉川 4-5-17    |
| 福島区 野田   | 野田コミュニティセンター        | 福島区野田 5-9-8     |
| 福島区 吉野   | 吉野コミュニティセンター        | 福島区吉野 4-3-21    |
| 福島区 新家   | 新家コミュニティセンター        | 福島区吉野 4-12-36   |
| 福島区 大開   | 大開集会所               | 福島区大開 1-19-40   |
| 福島区 鷺洲   | 鷺洲コミュニティセンター        | 福島区鷺洲 2-4-14    |
| 福島区 海老江東 | 海老江東コミュニティセンター      | 福島区海老江 1-5-20   |
| 福島区 海老江西 | 海老江西コミュニティセンター      | 福島区海老江 6-6-19   |
| 此花区 西九条  | 西九条福祉会館憩の家          | 西九条 1-3-16      |
| 此花区 春日出  | 此花公園集会所             | 此花区春日出北 1-5-14  |
| 此花区 高見   | 高見集会所               | 此花区高見 1-4-46    |
| 此花区 伝法   | 伝法コミュニティ集会所         | 此花区伝法 4-4-30    |
| 此花区 恩貴島  | 恩貴島集会所              | 此花区春日出中 2-18-19 |
| 此花区 西島   | 西島憩の家               | 此花区西島 1-15-1    |

| 地域名     | 施設名称          | 所在地             |
|---------|---------------|-----------------|
| 此花区 島屋  | 島屋憩の家         | 此花区西島 6-5-19    |
| 此花区 島屋  | 島屋第2憩の家       | 此花区島屋 3-7-2     |
| 此花区 桜島  | 桜島集会所         | 此花区桜島 3-4-102   |
| 中央区 愛日  | 愛日会館          | 中央区本町 4-7-11    |
| 中央区 汎愛  | 開平校下東地域会館     | 中央区本町 1-4-5     |
| 中央区 中大江 | 中大江校下センター     | 中央区糸屋町 2-2-16   |
| 中央区 南大江 | 南大江会館         | 中央区農人橋 1-4-21   |
| 中央区 玉造  | たまつくり会館       | 中央区玉造 1-11-13   |
| 中央区 桃園  | 桃園会館          | 中央区谷町 6-5-30    |
| 中央区 桃谷  | 桃谷会館          | 中央区上本町西 2-5-25  |
| 中央区 東平  | 東平会館          | 中央区上本町西 5-1-38  |
| 中央区 金甌  | 金甌会館          | 中央区高津 1-1-61    |
| 中央区 渥美  | 南船場会館         | 中央区南船場 3-7-12   |
| 中央区 芦池  |               |                 |
| 中央区 御津  | 御津会館          | 中央区西心斎橋 2-9-15  |
| 中央区 大宝  | 大宝連合会館        | 中央区東心斎橋 1-14-15 |
| 中央区 道仁  | 道仁連合会館        | 中央区島之内 2-12-19  |
| 中央区 河原  | 河原会館          | 中央区難波千日前 5-25   |
| 中央区 浪華  | 船場浪華会館        | 中央区北久宝寺町 1-6-9  |
| 西区 西船場  | 西船場会館・老人憩の家   | 西区京町堀 1-11-30   |
| 西区 江戸堀  | 江戸堀連合会館・老人憩の家 | 西区江戸堀 3-8-1     |
| 西区 靱    | 靱会館・老人憩の家     | 西区靱本町 1-9-25    |
| 西区 明治   | 明治会館・老人憩の家    | 西区立売堀 2-2-17    |
| 西区 広教   | 広教会館・老人憩の家    | 西区立売堀 4-6-14    |
| 西区 西六   | 西六福社会館・老人憩の家  | 西区新町 2-13-1     |
| 西区 堀江   | 堀江会館・老人憩の家    | 西区南堀江 1-13-23   |
| 西区 高台   | 高台連合会館・老人憩の家  | 西区南堀江 2-8-7     |
| 西区 日吉   | 日吉会館・老人憩の家    | 西区南堀江 4-22-8    |
| 西区 千代崎  | 千代崎会館・老人憩の家   | 西区千代崎 2-16-15   |
| 西区 本田   | 本田連合会館・老人憩の家  | 西区本田 3-5-14     |
| 西区 九条東  | 九条東会館・老人憩の家   | 西区九条 1-11-19    |
| 西区 九条南  | 九条南会館・老人憩の家   | 西区九条南 2-31-2    |
| 西区 九条北  | 九条北連合会館・老人憩の家 | 西区九条南 4-19-2    |
| 港区 波除   | 波除会館          | 港区波除 4-3-4      |
| 港区 波除   | 市岡元町老人憩の家・集会所 | 港区市岡元町 2-2-12   |

| 地域名      | 施設名称           | 所在地             |
|----------|----------------|-----------------|
| 港区 弁天    | 弁天会館・老人憩の家     | 港区弁天 1-4-14     |
| 港区 磯路    | 磯路会館・老人憩の家     | 港区磯路 3-3-20     |
| 港区 南市岡   | 南市岡会館・老人憩の家    | 港区南市岡 2-7-18    |
| 港区 市岡    | 市岡会館・老人憩の家     | 港区市岡 1-6-31     |
| 港区 田中    | 田中会館・老人憩の家     | 港区田中 2-5-10     |
| 港区 田中    | 夕凧会館・老人憩の家     | 港区夕凧 2-18-44    |
| 港区 池島    | 池島いこいの家        | 港区池島 2-8-10     |
| 港区 八幡屋   | 八幡屋会館・老人憩の家    | 港区八幡屋 3-12-10   |
| 港区 港晴    | 港晴会館・老人憩の家     | 港区港晴 1-5-18     |
| 港区 港晴    | 港晴東会館・老人憩の家    | 港区港晴 3-11-6     |
| 港区 築港    | 築港会館・老人憩の家     | 港区築港 2-4-24     |
| 大正区 三軒家西 | 三軒家西会館・老人憩の家   | 大正区三軒家西 1-7-5   |
| 大正区 三軒家東 | 三軒家東福祉会館・老人憩の家 | 大正区三軒家東 2-5-17  |
| 大正区 泉尾東  | 泉尾東福祉会館        | 大正区千島 2-2-8     |
| 大正区 泉尾北  | 泉尾北会館          | 大正区泉尾 2-13-20   |
| 大正区 北恩加島 | 北恩加島会館・老人憩の家   | 大正区北村 1-15-11   |
| 大正区 小林   | 小林公園集会所（小林会館）  | 大正区小林東 2-6-45   |
| 大正区 平尾   | 平尾会館・老人憩の家     | 大正区平尾 2-23-2    |
| 大正区 南恩加島 | 南恩加島会館・老人憩の家   | 大正区南恩加島 2-7-17  |
| 大正区 鶴町   | 鶴町第2福祉会館・老人憩の家 | 大正区鶴町 3-2-16    |
| 天王寺区 天王寺 | 天王寺連合会館・老人憩の家  | 天王寺大道 4-7-17    |
| 天王寺区 大江  | 大江会館・老人憩の家     | 天王寺六万休町 5-25    |
| 天王寺区 聖和  | 聖和会館・老人憩の家     | 天王寺寺田町 1-5-9    |
| 天王寺区 五条  | 五条公園会館・老人憩の家   | 天王寺烏ヶ辻 2-5-17   |
| 天王寺区 生魂  | 生魂会館・老人憩の家     | 天王寺上汐 3-5-26    |
| 天王寺区 桃陽  | 桃陽会館・老人憩の家     | 天王寺筆ヶ崎町 2-35    |
| 天王寺区 味原  | 味原会館・老人憩の家     | 天王寺小橋町 3-21     |
| 天王寺区 真田山 | 真田山公園会館        | 天王寺真田山町 5-27    |
| 天王寺区 真田山 | 清水谷公園会館・老人憩の家  | 天王寺清水谷町 16-35   |
| 浪速区 塩草   | 塩草連合集会所・老人憩の家  | 浪速区塩草 1-4-3     |
| 浪速区 浪速   | 浪速南公園集会所       | 浪速区浪速東 3-7-31   |
| 浪速区 大国   | えびす会館・老人憩の家    | 浪速区戎本町 2-5-16   |
| 浪速区 恵美   | 恵美会館・老人憩の家     | 浪速区恵美須西 2-13-30 |
| 浪速区 難波元町 | 難波地域集会所・老人憩の家  | 浪速区難波中 1-14-15  |
| 浪速区 難波元町 | 元町地域集会所・老人憩の家  | 浪速区元町 3-9-16    |

| 地域名      | 施設名称                 | 所在地             |
|----------|----------------------|-----------------|
| 浪速区 日本橋  | 日本橋連合会館・老人憩の家        | 浪速区日本橋西 1-8-18  |
| 浪速区 敷津   | 敷津連合会館・老人憩の家         | 浪速区敷津西 1-8-28   |
| 西淀川区 柏里  | 柏里会館                 | 西淀川区柏里 3-17-10  |
| 西淀川区 歌島  | 白鳥会館                 | 西淀川区歌島 2-7-4    |
| 西淀川区 香簀  | 香簀老人憩いの家・コミュニティ会館    | 西淀川区御幣島 3-7-20  |
| 西淀川区 竹島  | 竹島老人憩いの家・コミュニティ会館    | 西淀川区竹島 2-2-40   |
| 西淀川区 佃   | 佃会館老人憩いの家・コミュニティ会館   | 西淀川区佃 2-10-2    |
| 西淀川区 佃   | 佃第2会館老人憩いの家・コミュニティ会館 | 西淀川区佃 2-2-51    |
| 西淀川区 大和田 | 大和田福祉会館              | 西淀川区大和田 4-6-14  |
| 西淀川区 千舟  | 千舟会館                 | 西淀川区千舟 3-4-3    |
| 西淀川区 姫里  | 姫里コミュニティ会館           | 西淀川区姫里 2-14-20  |
| 西淀川区 姫島  | 姫島老人憩の家              | 西淀川区姫島 4-10-19  |
| 西淀川区 福   | 福町会館                 | 西淀川区福町 2-4-15   |
| 西淀川区 出来島 | 出来島コミュニティ会館          | 西淀川区出来島 1-12-25 |
| 淀川区 新北野  | 新北野福祉会館              | 淀川区新北野 2-10-23  |
| 淀川区 神津   | 神津福祉会館               | 淀川区十三元今里 2-2-45 |
| 淀川区 加島   | 加島・三津屋地区文化センター・老人憩の家 | 淀川区加島 1-57-20   |
| 淀川区 三津屋  | 三津屋会館                | 淀川区三津屋南 2-20-29 |
| 淀川区 新高   | 新高社会福祉会館             | 淀川区新高 4-10-16   |
| 淀川区 三国   | 三国社会福祉会館・老人憩の家       | 淀川区三国本町 3-30-6  |
| 淀川区 西三国  | 西三国社会福祉会館            | 淀川区西三国 1-21-1   |
| 淀川区 新東三国 | 新東三国社会福祉会館・老人憩の家     | 淀川区東三国 2-22-10  |
| 淀川区 東三国  | 東三国社会福祉会館・老人憩の家      | 淀川区東三国 6-12-11  |
| 淀川区 北中島  | 北中島社会福祉会館            | 淀川区東三国 1-20-6   |
| 淀川区 西中島  | 西中島社会福祉会館・老人憩の家      | 淀川区西中島 4-9-1    |
| 淀川区 木川南  | 木川南社会福祉会館・老人憩の家      | 淀川区木川東 1-4-9    |
| 淀川区 木川   | 木川憩の家                | 淀川区木川西 3-3-22   |
| 淀川区 宮原   | 宮原地域集会所・老人憩の家        | 淀川区三国本町 1-12-13 |
| 東淀川区 井高野 | 井高野福祉会館・老人憩の家        | 東淀川区北江口 2-4-8   |
| 東淀川区 大隅東 | 大隅東会館・老人憩の家          | 東淀川区瑞光 4-5-5    |
| 東淀川区 大桐  | 大桐地域福祉会館・老人憩の家       | 東淀川区大桐 3-8-18   |
| 東淀川区 大桐  | 大桐地域集会所・老人憩の家        | 東淀川区大桐 3-5-45   |
| 東淀川区 大道南 | 大道南会館・老人憩の家          | 東淀川区大道南 1-10-14 |
| 東淀川区 豊里南 | 豊里会館・老人憩の家           | 東淀川区豊里 5-27-16  |
| 東淀川区 豊里  | 豊里連合会館               | 東淀川区豊里 5-14-17  |

| 地域名      | 施設名称                | 所在地            |
|----------|---------------------|----------------|
| 東淀川区 小松  | 相川福祉会館・老人憩の家        | 東淀川区相川 2-3-9   |
| 東淀川区 小松  | 小松福祉会館・老人憩の家        | 東淀川区小松 4-15-7  |
| 東淀川区 新庄  | 新庄社福会館・老人憩の家        | 東淀川区上新庄 2-7-9  |
| 東淀川区 菅原  | 菅原福祉文化センター老人憩の家     | 東淀川区菅原 7-15-1  |
| 東淀川区 東淡路 | 東淡路会館               | 東淀川区東淡路 2-4-23 |
| 東淀川区 東淡路 | 東淡路町公園地域集会所・老人憩の家   | 東淀川区東淡路 4-24   |
| 東淀川区 淡路  | 淡路福祉会館              | 東淀川区淡路 5-4-12  |
| 東淀川区 西淡路 | 西淡路連合第二福祉会館・老人憩の家   | 東淀川区淡路 3-1-17  |
| 東淀川区 西淡路 | 西淡路会館・老人憩いの家        | 東淀川区淡路 3-13-10 |
| 東淀川区 啓発  | 啓発社会福祉会館・老人憩の家      | 東淀川区東中島 5-6-1  |
| 東成区 東小橋  | 東小橋公園地域集会所・老人憩の家    | 東成区東小橋 2-1-30  |
| 東成区 大成   | 大成地域集会所・憩の家         | 東成区大今里西 2-15-1 |
| 東成区 今里   | 今里公民館               | 東成区大今里 3-2-16  |
| 東成区 中道   | 中道憩いの家              | 東成区東小橋 1-1-13  |
| 東成区 中本   | 中本憩の家               | 東成区中本 4-5-8    |
| 東成区 東中本  | 東中本憩の家              | 東成区東中本 2-16-16 |
| 東成区 深江   | 深江憩の家               | 東成区深江南 3-18-5  |
| 東成区 片江   | 片江憩の家               | 東成区大今里南 5-1-8  |
| 東成区 宝栄   | 宝栄会館                | 東成区深江北 1-5-23  |
| 生野区 北鶴橋  | 北鶴橋振興会館・老人憩の家       | 生野区鶴橋 2-11-30  |
| 生野区 鶴橋   | 鶴橋会館・老人憩の家（桃谷公園集会所） | 生野区桃谷 1-2-39   |
| 生野区 御幸森  | 御幸森会館・老人憩の家         | 生野区桃谷 5-4-29   |
| 生野区 勝山   | 勝山会館・老人憩の家          | 生野区勝山南 1-4-4   |
| 生野区 東桃谷  | 東桃谷福祉会館・老人憩の家       | 生野区勝山北 3-4-32  |
| 生野区 舍利寺  | 舍利寺会館・老人憩の家         | 生野区勝山南 4-13-1  |
| 生野区 西生野  | 西生野会館・老人憩の家         | 生野区生野西 4-4-16  |
| 生野区 田島   | 田島会館・老人憩の家          | 生野区田島 4-20-3   |
| 生野区 生野   | 生野会館・老人憩の家          | 生野区生野東 3-10-31 |
| 生野区 生野南  | 生野南会館・老人憩の家         | 生野区林寺 6-2-6    |
| 生野区 林寺   | 林寺会館・老人憩の家          | 生野区林寺 2-16-3   |
| 生野区 中川   | 中川会館・老人憩の家          | 生野区中川 2-21-1   |
| 生野区 東中川  | 東中川会館・老人憩の家         | 生野区新今里 2-12-35 |
| 生野区 小路   | 小路会館・老人憩の家          | 生野区小路 2-23-8   |
| 生野区 東小路  | 東小路会館・老人憩の家         | 生野区小路東 3-7-20  |



| 地域名     | 施設名称            | 所在地              |
|---------|-----------------|------------------|
| 生野区 北巽  | 北巽会館・老人憩の家      | 生野区巽北 2-4-16     |
| 生野区 巽東  | 巽東連合振興会館・老人憩の家  | 生野区巽東 4-11-118   |
| 生野区 巽   | 巽会館・老人憩の家       | 生野区巽中 2-21-31    |
| 生野区 巽南  | 巽南会館            | 生野区巽南 1-15-29    |
| 旭区 新森   | 新森中央公園集会所       | 旭区新森 4-22-32     |
| 旭区 古市   | 古市会館地域集会所       | 旭区森小路 1-12-3     |
| 旭区 太子橋  | 太子橋中公園集会所       | 旭区太子橋 2-7-19     |
| 旭区 大宮   | 大宮集会所           | 旭区大宮 4-21-4      |
| 旭区 大宮   | 大宮会館            | 旭区大宮 1-1-7       |
| 旭区 生江   | 生江コミュニティ会館      | 旭区生江 1-4-31      |
| 旭区 城北   | 城北憩いの家          | 旭区赤川 4-22-28     |
| 旭区 高殿   | 高殿会館地域集会所       | 旭区高殿 6-16-5      |
| 旭区 高殿南  | 高殿南地域集会所        | 旭区高殿 3-21-1      |
| 城東区 諏訪  | 諏訪会館・憩の家        | 城東区諏訪 3-6-15     |
| 城東区 東中浜 | 東中浜公園集会所        | 城東区東中浜 5-3-30    |
| 城東区 城東  | 城東福祉会館・憩の家      | 城東区鳴野東 3-13-7    |
| 城東区 放出  | 放出福祉会館・憩の家      | 城東区放出西 3-13-1    |
| 城東区 鯉江  | 鯉江公園集会所（憩の家）    | 城東区今福西 6-5-30    |
| 城東区 関目  | 関目福祉会館・憩の家      | 城東区関目 6-11-3     |
| 城東区 葦   | 葦憩の家            | 城東区古市 3-1-48     |
| 城東区 榎並  | 榎並福祉会館          | 城東区野江 2-11-5     |
| 城東区 成育  | 成育コミュニティホール・憩の家 | 城東区成育 1-6-19     |
| 鶴見区 緑   | 緑会館             | 鶴見区緑 3-3-3       |
| 鶴見区 鶴見北 | 鶴見北公民館          | 鶴見区鶴見 5-6-37     |
| 鶴見区 鶴見  | 鶴見公民館           | 鶴見区鶴見 2-5-41     |
| 鶴見区 榎本  | 榎本福祉会館          | 鶴見区今津中 1-9-32    |
| 鶴見区 今津  | 今津福祉会館          | 鶴見区今津南 3-3-17    |
| 鶴見区 茨田南 | 茨田南福祉会館         | 鶴見区諸口 2-4-36     |
| 鶴見区 茨田  | 茨田福祉会館          | 鶴見区中茶屋 1-1-41    |
| 鶴見区 茨田東 | 茨田東福祉会館         | 鶴見区茨田大宮 4-26-1   |
| 鶴見区 茨田北 | 茨田北福祉会館         | 鶴見区安田 4-2-12     |
| 鶴見区 焼野  | 焼野福祉会館          | 鶴見区焼野 1-南 10-4   |
| 鶴見区 茨田西 | 茨田西社会福祉会館       | 鶴見区横堤 5-5-52     |
| 鶴見区 横堤  | 横堤福祉会館          | 鶴見区横堤 3-10-11    |
| 阿倍野区 高松 | 高松会館            | 阿倍野区天王寺町北 2-24-4 |

| 地域名       | 施設名称                 | 所在地               |
|-----------|----------------------|-------------------|
| 阿倍野区 常盤   | 常盤文化会館               | 阿倍野区阪南町 1-11-39   |
| 阿倍野区 金塚   | 金塚ふれあい会館             | 阿倍野区旭町 3-3-18     |
| 阿倍野区 文の里  | 文の里会館                | 阿倍野区昭和町 1-6-6     |
| 阿倍野区 王子   | 王子福社会館               | 阿倍野区阿倍野筋 4-7-17   |
| 阿倍野区 丸山   | 丸山文化センター             | 阿倍野区阿倍野筋 4-19-110 |
| 阿倍野区 長池   | 西田辺会館                | 阿倍野区西田辺町 2-1-7    |
| 阿倍野区 晴明丘  | 晴明丘会館                | 阿倍野区北畠 1-18-4     |
| 阿倍野区 阿倍野  | 阿倍野連合会館・老人憩の家        | 阿倍野区阪南町 2-13-29   |
| 阿倍野区 阪南   | 阪南連合会館               | 阿倍野区阪南町 5-12-24   |
| 住之江区 安立   | 安立連合町会福社会館           | 住之江区安立 2-8-22     |
| 住之江区 安立   | 安立第2福社会館             | 住之江区西住之江 2-16-4   |
| 住之江区 敷津浦  | 御崎南公園福社会館            | 住之江区御崎 7-3-20     |
| 住之江区 敷津浦  | 北島会館                 | 住之江区北島 3-17-11    |
| 住之江区 住之江  | 御崎福社会館               | 住之江区御崎 4-1-12     |
| 住之江区 住吉川  | 住吉川社会福社会館            | 住之江区西加賀屋 4-3-30   |
| 住之江区 加賀屋  | 加賀屋北会館               | 住之江区北加賀屋 5-6-46   |
| 住之江区 加賀屋  | 北加賀屋西部福社会館           | 住之江区北加賀屋 4-1-41   |
| 住之江区 加賀屋東 | 加賀屋東地域集会所（加賀屋福祉センター） | 住之江区東加賀屋 2-14-16  |
| 住之江区 粉浜   | 粉浜福社会館               | 住吉区東粉浜 2-24-19    |
| 住之江区 粉浜   | 粉浜中央福社会館             | 住之江区粉浜 2-9-14     |
| 住之江区 新北島  | 新北島南公園福社会館           | 住之江区新北島 2-3-17    |
| 住之江区 新北島  | 新北島会館                | 住之江区新北島 5-3-33    |
| 住之江区 平林   | 平林福社会館               | 住之江区平林南 2-10-30   |
| 住之江区 南港緑  | 南港緑公園福社会館            | 住之江区南港中 2-6-27    |
| 住之江区 海の町  | 海の町福社会館              | 住之江区南港中 3-6-33    |
| 住之江区 花の町  | 花の町福社会館              | 住之江区南港中 5-3-16    |
| 住之江区 太陽の町 | 太陽福社会館               | 住之江区南港中 4-5-6     |
| 住之江区 清江   | 清江福社会館               | 住之江区浜口西 3-3-35    |
| 住吉区 墨江    | 墨江福社会館               | 住吉区墨江 4-15-22     |
| 住吉区 墨江    | 墨江北福社会館              | 住吉区上住吉 2-11-28    |
| 住吉区 清水丘   | 清水丘会館・老人憩の家          | 住吉区清水丘 1-21-15    |
| 住吉区 東粉浜   | 東粉浜会館・老人憩の家          | 住吉区東粉浜 2-24-16    |
| 住吉区 住吉    | 万領会館・老人憩の家           | 住吉区万代東 4-1-27     |
| 住吉区 住吉    | 住吉コミュニティ会館・老人憩の家     | 住吉区住吉 1-7-30      |
| 住吉区 長居    | 東長居社会福社会館老人憩の家       | 住吉区長居東 1-14-14    |

| 地域名      | 施設名称                | 所在地               |
|----------|---------------------|-------------------|
| 住吉区 南住吉  | 南住吉悠翔会館             | 住吉区南住吉 3-5-31     |
| 住吉区 依羅   | 依羅コミュニティ会館          | 住吉区我孫子 5-2-40     |
| 住吉区 山之内  | 和会館・老人憩の家           | 住吉区山之内 4-3-13     |
| 住吉区 苅田   | 苅田北福社会館・老人憩の家       | 住吉区苅田 3-2-24      |
| 住吉区 苅田北  | 苅田北地域コミュニティ会館・老人憩の家 | 住吉区苅田 2-3-1       |
| 東住吉区 育和  | 育和社会福社会館・老人憩の家      | 東住吉区杭全 2-11-14    |
| 東住吉区 桑津  | 桑津会館・老人憩の家          | 東住吉区桑津 5-14-21    |
| 東住吉区 桑津  | 桑津中央会館・老人憩の家        | 東住吉区桑津 3-6-1      |
| 東住吉区 北田辺 | 北田辺会館・老人憩の家         | 東住吉区北田辺 1-8-4     |
| 東住吉区 田辺  | 田辺会館                | 東住吉区田辺 6-1-27     |
| 東住吉区 東田辺 | 東田辺会館・老人憩の家         | 東住吉区駒川 4-10-5     |
| 東住吉区 南田辺 | 南田辺会館・老人憩の家         | 東住吉区南田辺 1-10-32   |
| 東住吉区 南百済 | 南百済会館・老人憩の家         | 東住吉区針中野 4-12-39   |
| 東住吉区 湯里  | 湯里社会福社会館・老人憩の家      | 東住吉区湯里 5-7-3      |
| 東住吉区 鷹合  | 鷹合会館・老人憩の家          | 東住吉区鷹合 4-1-3      |
| 東住吉区 鷹合  | 鷹合西会館・老人憩の家         | 東住吉区鷹合 3-2-20     |
| 東住吉区 今川  | 今川福社会館・老人憩の家        | 東住吉区今川 4-23-7     |
| 東住吉区 今川  | 今川地域振興センター・老人憩の家    | 東住吉区西今川 3-6-7     |
| 東住吉区 矢田北 | 矢田北会館・老人憩の家         | 東住吉区照ヶ丘矢田 1-13-16 |
| 東住吉区 矢田東 | 住道矢田福社会館・老人憩の家      | 東住吉区住道矢田 9-1-5    |
| 東住吉区 矢田中 | 矢田中福社会館・老人憩の家       | 東住吉区矢田 4-10-6     |
| 東住吉区 矢田中 | 矢田中ひまわり会館・老人憩の家     | 東住吉区矢田 3-8-7      |
| 東住吉区 矢田西 | 公園南会館・老人憩の家         | 東住吉区公園南矢田 2-2-21  |
| 平野区 新平野西 | 新平野西コミュニティ会館・老人憩の家  | 平野区背戸口 3-3-12     |
| 平野区 平野南  | 平野南会館・老人憩の家         | 平野区平野南 3-11-53    |
| 平野区 喜連西  | 喜連西地域集会所・老人憩の家      | 平野区喜連西 3-3-6      |
| 平野区 喜連東  | 喜連東地域集会所・老人憩の家      | 平野区喜連東 3-6-41     |
| 平野区 喜連北  | 喜連北地域集会所・老人憩の家      | 平野区喜連 1-8-18      |
| 平野区 長吉東部 | 長吉東部地域集会所・老人憩の家     | 平野区長吉六反 5-10-19   |
| 平野区 長吉六反 | 六反会館・老人憩の家          | 平野区長吉六反 2-10-15   |
| 平野区 長吉川辺 | 長吉川辺憩の家             | 平野区長吉川辺 1-4-38    |
| 平野区 瓜破   | 瓜破地域集会所・老人憩の家       | 平野区瓜破 7-2-7       |
| 平野区 瓜破   | 瓜破南地域集会所・老人憩の家      | 平野区瓜破南 2-4-123    |
| 平野区 瓜破西  | 瓜破西地域集会所・老人憩の家      | 平野区瓜破 6-2-6       |
| 平野区 瓜破東  | 瓜破東憩の家              | 平野区瓜破東 2-4-4      |

| 地域名      | 施設名称          | 所在地             |
|----------|---------------|-----------------|
| 平野区 加美南部 | 加美南集会所・老人憩の家  | 平野区加美南 5-1-26   |
| 平野区 加美南部 | 鞍作公園集会所・老人憩の家 | 平野区加美南 1-11-20  |
| 平野区 加美北  | 加美北憩の家        | 平野区加美北 8-14-7   |
| 西成区 弘治   | 弘治会館・老人憩の家    | 西成区鶴見橋 1-5-9    |
| 西成区 萩之茶屋 | 太子会館・老人憩いの家   | 西成区太子 1-8-12    |
| 西成区 萩之茶屋 | はぎ会館老人憩の家     | 西成区萩之茶屋 1-7-12  |
| 西成区 橘    | 橘コミュニティセンター   | 西成区松 1-8-11     |
| 西成区 梅南   | 梅南集会所・老人憩の家   | 西成区松 3-2-35     |
| 西成区 松之宮  | 松之宮ホール        | 西成区鶴見橋 3-3-2    |
| 西成区 玉出   | 玉出西公園会館・老人憩の家 | 西成区玉出西 1-8-19   |
| 西成区 岸里   | 岸里会館・老人憩の家    | 西成区岸里 3-4-9     |
| 西成区 千本   | 千本福祉会館・老人憩の家  | 千本北 2-12-1      |
| 西成区 南津守  | 南津守会館老人憩の家    | 西成区南津守 6-3-69   |
| 西成区 北津守  | 北津守連合集会所      | 西成区北津守 2-3-11   |
| 西成区 天下茶屋 | 天下茶屋会館・老人憩の家  | 西成区天下茶屋東 2-1-29 |

別表 2

| 地域名      | 施設名称             | 所在地             |
|----------|------------------|-----------------|
| 北区 堀川    | 堀川地域集会所          | 北区同心 1-5-27     |
| 北区 北天満   | 扇町老人憩の家          | 北区山崎町 5-22      |
| 北区 北天満   | 北天満会館            | 北区山崎町 5-21      |
| 北区 北野    | 北野老人憩の家          | 北区神山町 15-12     |
| 北区 豊崎    | 豊崎福祉会館           | 北区豊崎 7-1-18     |
| 北区 中津    | 中津南老人憩の家         | 北区中津 7-8-6      |
| 北区 大淀東   | 大淀老人憩の家          | 北区大淀中 3-12-8    |
| 北区 大淀東   | 大淀福祉会館地域集会所      | 北区大淀中 3-12-8    |
| 都島区 東都島  | 東都島福祉会館          | 都島区都島本通 4-6-7   |
| 都島区 東都島  | 東都島老人憩の家         | 都島区都島本通 4-10-11 |
| 都島区 高倉   | 高倉老人憩の家          | 都島区御幸町 2-5-25   |
| 都島区 高倉   | みゆきコミュニティホール     | 都島区御幸町 2-6-20   |
| 都島区 淀川   | 淀川福祉会館           | 都島区毛馬町 2-11-44  |
| 都島区 淀川   | 淀川地域老人憩の家        | 都島区毛馬町 2-11-44  |
| 此花区 西九条  | 西九条振興会館          | 此花区西九条 6-1-18   |
| 此花区 四貫島  | 四貫島連合集会場         | 此花区四貫島 2-26-13  |
| 此花区 四貫島  | 四貫島憩の家           | 此花区四貫島 2-26-17  |
| 此花区 梅香   | 梅香連合集会所          | 此花区梅香 2-1-4     |
| 此花区 梅香   | 梅香憩の家            | 此花区梅香 3-21-13   |
| 此花区 恩貴島  | 春日出中憩の家          | 此花区春日出中 1-26-4  |
| 此花区 春日出  | 春日出南憩の家（小学校区は梅香） | 此花区春日出南 1-5-8   |
| 此花区 高見   | 高見公民館            | 此花区高見 3-2-16    |
| 此花区 伝法   | 伝法連合第 2 集会所      | 此花区伝法 3-2-16    |
| 中央区 高津   | 高津連合会館           | 中央区高津 3-3-9     |
| 中央区 高津   | 高津老人憩の家          | 中央区高津 3-3-9     |
| 港区 波除    | 波除地区集会所          | 港区波除 5-1-6      |
| 港区 弁天    | 弁天老人憩の家          | 港区弁天 3-10-19    |
| 港区 三先    | 三先老人憩の家          | 港区三先 1-14-9     |
| 港区 三先    | 三先会館             | 港区三先 1-14-9     |
| 大正区 三軒家東 | 三軒家東第 2 福祉会館     | 大正区三軒家東 2-12-27 |
| 大正区 中泉尾  | アクティブ中泉尾会館       | 大正区泉尾 4-21-4    |
| 大正区 中泉尾  | 中泉尾老人憩の家         | 大正区泉尾 4-18-5    |
| 大正区 北恩加島 | 北恩加島泉尾浜公園集会所     | 大正区泉尾 7-17-7    |

| 地域名       | 施設名称             | 所在地             |
|-----------|------------------|-----------------|
| 大正区 小林    | 小林老人憩の家          | 大正区小林西 2-6-7    |
| 大正区 平尾    | 平尾第2 老人憩の家（沖縄会館） | 大正区平尾 5-1-19    |
| 大正区 平尾    | 平尾公園会館           | 大正区平尾 2-22-15   |
| 大正区 南恩加島  | 南恩加島公園集会所        | 大正区南恩加島 1-13-38 |
| 大正区 鶴町    | 鶴町福祉会館老人憩の家      | 大正区鶴町 2-12-26   |
| 天王寺区 桃丘   | 桃丘会館             | 天王寺区上之宮町 4-46   |
| 浪速区 新世界   | 新世界会館            | 浪速区恵美須東 1-18-13 |
| 浪速区 新世界   | 新世界老人憩の家         | 浪速区恵美須東 2-1-4   |
| 浪速区 立葉    | 立葉連合集会所          | 浪速区桜川 4-13-10   |
| 浪速区 立葉    | 立葉地区老人会館憩の家      | 浪速区立葉 2-4-20    |
| 浪速区 幸町    | 幸町会館             | 浪速区幸町 3-1-25    |
| 浪速区 日東    | 日東老人憩の家          | 浪速区下寺 2-2-12    |
| 浪速区 日東    | 日東雲井橋会館          | 浪速区下寺 2-7-13    |
| 浪速区 塩草    | 塩草連合西集会所         | 浪速区塩草 3-11-14   |
| 浪速区 塩草    | 塩草連合稲荷会館老人憩の家    | 浪速区稲荷 1-5-15    |
| 浪速区 塩草    | 塩草連合北集会所         | 浪速区桜川 2-2-1     |
| 浪速区 大国    | 大国集会所            | 浪速区大国 3-10-22   |
| 浪速区 大国    | 戎本町コミュニティプラザ     | 浪速区戎本町 1-8-33   |
| 浪速区 難波元町  | 難波元町西会館          | 浪速区元町 2-14-23   |
| 浪速区 敷津    | 高岸公園老人憩の家        | 浪速区敷津東 3-9-37   |
| 浪速区 敷津    | 勘助町会館            | 浪速区敷津西 1-8-15   |
| 西淀川区 柏里   | 柏花コミュニティ会館       | 西淀川区花川 2-10-5   |
| 西淀川区 野里   | 野里コミュニティ会館       | 西淀川区野里 2-11-6   |
| 西淀川区 野里   | 野里福祉会館           | 西淀川区野里 2-3-11   |
| 西淀川区 歌島   | 歌島コミュニティ会館       | 西淀川区歌島 1-19-12  |
| 西淀川区 大和田  | 大和田会館            | 西淀川区大和田 3-6-28  |
| 西淀川区 姫里   | 姫里会館老人憩の家        | 西淀川区姫里 1-9-4    |
| 西淀川区 姫島   | 姫島会館             | 西淀川区姫島 4-2-12   |
| 西淀川区 姫島   | 姫島福祉会館           | 西淀川区姫島 4-14-20  |
| 西淀川区 大野百島 | 寿会館              | 西淀川区百島 1-1-23   |
| 西淀川区 大野百島 | 大野百島コミュニティ会館     | 西淀川区大野 3-7-11   |
| 西淀川区 川北   | 川北老人憩の家          | 西淀川区中島 1-23-24  |
| 西淀川区 川北   | 川北コミュニティ会館       | 西淀川区中島 1-9-26   |
| 西淀川区 出来島  | 出来島会館            | 西淀川区出来島 1-11-5  |

| 地域名       | 施設名称            | 所在地                |
|-----------|-----------------|--------------------|
| 淀川区 十三    | 十三福社会館老人憩の家     | 淀川区十三東 5-1-23      |
| 淀川区 新北野   | 新北野連合会館         | 淀川区新北野 1-10-13     |
| 淀川区 塚本    | 塚本福社会館          | 淀川区塚本 3-5-22       |
| 淀川区 田川    | 田川老人憩の家         | 淀川区田川北 1-5-8       |
| 淀川区 田川    | 田川社会福社会館        | 淀川区田川 2-2-26       |
| 淀川区 野中    | 野中福社会館老人憩の家     | 淀川区野中南 1-12-13     |
| 東淀川区 東井高野 | 東井高野地域憩の家       | 東淀川区井高野 3-3-77     |
| 東淀川区 東井高野 | 東井高野会館          | 東淀川区井高野 3-4-8      |
| 東淀川区 井高野  | 井高野連合町会集会所      | 東淀川区北江口 3-236-13 内 |
| 東淀川区 大隅西  | 大隅西連合集会所        | 東淀川区瑞光 3-10-32     |
| 東淀川区 大隅西  | 大隅西会館           | 東淀川区瑞光 3-3-30      |
| 東淀川区 豊新   | 豊新憩の家           | 東淀川区豊新 4-18-9      |
| 東淀川区 豊新   | 豊新会館            | 東淀川区豊新 2-7-20      |
| 東淀川区 新庄   | 新庄会館            | 東淀川区上新庄 2-24-26    |
| 東淀川区 下新庄  | 下新庄西会館          | 東淀川区下新庄 4-19-2     |
| 東淀川区 下新庄  | 鳩ヶ瀬会館           | 東淀川区下新庄 1-12-12    |
| 東淀川区 下新庄  | 下新庄老人憩の家        | 東淀川区下新庄 5-3-1      |
| 東淀川区 下新庄  | 下新庄福社会館         | 東淀川区下新庄 5-7-25     |
| 東淀川区 菅原   | 菅原会館            | 東淀川区菅原 2-4-7       |
| 東淀川区 菅原   | 菅原老人憩の家         | 東淀川区菅原 3-3-5       |
| 東淀川区 淡路   | 引江集会所           | 東淀川区西淡路 4-229      |
| 東淀川区 西淡路  | 西淡路集会所          | 東淀川区西淡路 1-11-7     |
| 東成区 北中道   | 北中道老人憩の家        | 東成区中道 4-5-15       |
| 東成区 北中道   | 北中道地域集会所        | 東成区中道 4-4-26       |
| 東成区 中本    | 南中本公園地域集会所      | 東成区大今里西 1-10-2     |
| 東成区 東中本   | 東中本公園地域集会所      | 東成区東中本 3-15-37     |
| 東成区 神路    | 神路憩の家           | 東成区大今里 4-9-16      |
| 東成区 神路    | 神路ふれあい会館        | 東成区大今里 2-35-5      |
| 東成区 深江    | 南深江公園地域集会所      | 東成区深江南 2-9-34      |
| 東成区 片江    | 片江地域集会所         | 東成区大今里南 3-11-24    |
| 生野区 北鶴橋   | 北鶴橋老人憩の家        | 生野区鶴橋 3-5-34       |
| 生野区 鶴橋    | 猪飼野保存会社会福祉老人憩の家 | 生野区桃谷 3-18-32      |
| 生野区 中川    | 中川西会館           | 生野区中川西 1-18-20     |
| 生野区 巽東    | 巽東会館            | 生野区巽東 2-9-16       |

| 地域名      | 施設名称                | 所在地              |
|----------|---------------------|------------------|
| 旭区 清水    | 清水老人憩の家             | 旭区清水 2-9-20      |
| 旭区 清水    | 清水地域集会センター          | 旭区清水 3-15-20     |
| 旭区 大宮    | 大宮北老人憩の家            | 旭区大宮 5-9-20      |
| 旭区 中宮    | 江野公園中宮集会所           | 旭区中宮 2-18-23     |
| 旭区 中宮    | 中宮老人憩の家             | 旭区中宮 3-16-2      |
| 旭区 城北    | 城北集会所               | 旭区赤川 1-4-3       |
| 城東区 諏訪   | 永田福祉会館              | 城東区永田 4-14-21    |
| 城東区 中浜   | 中浜憩の家               | 城東区中浜 2-6-8      |
| 城東区 中浜   | 中浜集会所               | 城東区中浜 1-6-13     |
| 城東区 森之宮  | 森之宮憩の家              | 城東区森之宮 2-8-101   |
| 城東区 森之宮  | 森之宮西憩の家             | 城東区森之宮 1-3-101   |
| 城東区 鳴野   | 鳴野憩いの家              | 城東区鳴野西 5-17-21   |
| 城東区 聖賢   | 聖賢老人憩の家             | 城東区新喜多東 1-1-25   |
| 城東区 聖賢   | 聖賢会館                | 城東区今福西 3-1-9     |
| 城東区 今福   | 今福老人憩の家             | 城東区今福南 4-13-23   |
| 城東区 今福   | 今福会館                | 城東区今福南 2-17-24   |
| 城東区 鯉江東  | 鯉江東憩いの家             | 城東区今福東 2-11-2    |
| 城東区 鯉江東  | 鯉江東会館               | 城東区今福東 1-4-30    |
| 城東区 関目   | 関目第2福祉会館            | 城東区関目 3-14-16    |
| 城東区 関目東  | 関目東老人憩の家            | 城東区関目 2-18-28    |
| 城東区 関目東  | 関目東集会所              | 城東区関目 2-4-21     |
| 城東区 菫    | すみれ会館               | 城東区古市 2-1-49     |
| 城東区 成育   | 成育北集会所              | 城東区成育 5-22-18    |
| 阿倍野区 常盤  | 常盤西会館               | 阿倍野区松崎町 1-2-50   |
| 阿倍野区 常盤  | 常盤東会館               | 阿倍野区天王寺町南 3-9-19 |
| 阿倍野区 長池  | 長池連合会館              | 阿倍野区長池町 19-1     |
| 阿倍野区 長池  | 桃ヶ池会館               | 阿倍野区桃ヶ池町 1-3-8   |
| 阿倍野区 晴明丘 | 晴明丘南会館（晴明丘南老人憩の家）   | 阿倍野区北畠 2-11-24   |
| 住之江区 安立  | 安立南老人憩の家            | 住之江区安立 4-11-3    |
| 住之江区 安立  | 西住之江1・2丁目北町会会館老人憩の家 | 住之江区西住之江 1-3-26  |
| 住之江区 敷津浦 | 敷津浦福祉会館             | 住之江区南加賀屋 4-13-19 |
| 住之江区 敷津浦 | 敷津浦北老人憩の家           | 住之江区北島 2-4-1     |
| 住之江区 住之江 | 浜口福祉会館老人憩の家         | 住之江区浜口西 2-3-14   |
| 住之江区 住之江 | 御崎北町会館老人憩の家         | 住之江区御崎 1-6-24    |



| 地域名      | 施設名称             | 所在地               |
|----------|------------------|-------------------|
| 住之江区 住吉川 | 住吉川東部社会福祉会館老人憩の家 | 住之江区東加賀屋 4-7-27   |
| 住之江区 住吉川 | 住吉川文化会館          | 住之江区東加賀屋 4-7-27   |
| 住之江区 加賀屋 | 北加賀屋東部福祉会館老人憩の家  | 住之江区北加賀屋 1-5-28   |
| 住之江区 粉浜  | 粉浜南西部老人憩の家       | 住之江区浜口西 1-8-31    |
| 住之江区 平林  | 南港東老人憩の家         | 住之江区南港東 1-6-4     |
| 住吉区 遠里小野 | 遠里小野老人憩の家        | 住吉区遠里小野 7-5-3     |
| 住吉区 遠里小野 | 遠里小野会館           | 住吉区遠里小野 1-11-28   |
| 住吉区 長居   | 長居社会福祉協議会老人憩の家   | 住吉区長居西 1-8-11     |
| 住吉区 長居   | 長居連合会館           | 住吉区長居 4-4-28      |
| 住吉区 南住吉  | 南住吉連合沢之町会館       | 住吉区南住吉 3-15-43    |
| 住吉区 依羅   | 我孫子町会館           | 住吉区我孫子 4-3-1      |
| 住吉区 苅田南  | 苅田南老人憩の家         | 住吉区苅田 9-1-14      |
| 住吉区 苅田南  | 庭井会館             | 住吉区庭井 1-13-31     |
| 東住吉区 育和  | 社会福祉法人今川学園老人憩の家  | 東住吉区今川 3-5-8      |
| 東住吉区 育和  | うるし堤会館           | 東住吉区今川 1-1-14     |
| 東住吉区 北田辺 | 北田辺第2老人憩の家       | 東住吉区北田辺 6-11-4    |
| 東住吉区 北田辺 | 北田辺文化会館          | 東住吉区山坂 1-4-3      |
| 東住吉区 田辺  | 田辺中央会館           | 東住吉区田辺 2-11-8     |
| 東住吉区 東田辺 | 駒川文化センター         | 東住吉区駒川 3-26-1     |
| 東住吉区 矢田中 | 枯木南会館            | 東住吉区矢田 7-6-36     |
| 東住吉区 矢田西 | 枯木会館老人憩の家        | 東住吉区公園南矢田 4-22-10 |
| 東住吉区 矢田西 | 山邑会館老人憩の家        | 東住吉区公園南矢田 3-10-30 |
| 東住吉区 矢田西 | 南部文化コミュニティセンター   | 東住吉区公園南矢田 3-18-8  |
| 平野区 平野   | 平野老人憩の家          | 平野区平野宮町 2-2-24    |
| 平野区 平野   | 平野公園老人憩の家        | 平野区平野東 2-11-4     |
| 平野区 平野   | 平野連合会館           | 平野区平野上町 2-5-22    |
| 平野区 平野西  | 平野西老人憩の家         | 平野区西脇 1-20-9      |
| 平野区 平野西  | 平野西センター          | 平野区背戸口 5-2-17     |
| 平野区 平野西  | 平野西会館            | 平野区平野本町 1-10-12   |
| 平野区 喜連   | 喜連地域集会所          | 平野区喜連 7-6-13      |
| 平野区 喜連西  | 喜連西コミュニティ会館      | 平野区喜連西 1-10-36    |
| 平野区 喜連東  | 喜連東コミュニティ会館      | 平野区喜連東 4-5-30     |
| 平野区 長原東  | 長吉南老人憩の家         | 平野区長吉長原東 2-8-25   |
| 平野区 長吉長原 | 長吉長原老人憩の家        | 平野区長吉長原 3-9-10    |

| 地域名      | 施設名称           | 所在地              |
|----------|----------------|------------------|
| 平野区 長吉出戸 | 長吉出戸地域集会所      | 平野区長吉出戸 2-5-2    |
| 平野区 長吉出戸 | 長吉出戸老人憩の家      | 平野区長吉出戸 1-11-19  |
| 平野区 長吉出戸 | 東出戸会館          | 平野区長吉出戸 6-8-17   |
| 平野区 長吉出戸 | 西出戸老人憩の家       | 平野区長吉出戸 5-3-23   |
| 平野区 瓜破北  | 瓜破北老人憩の家       | 平野区瓜破西 1-5-25    |
| 平野区 加美   | 加美正北老人憩の家      | 平野区加美北 6-15-25   |
| 平野区 加美   | 加美老人憩の家        | 平野区加美東 2-9-3     |
| 平野区 加美   | 加美地域集会所        | 平野区加美東 1-6-9     |
| 平野区 加美   | 加美連合会館         | 平野区加美正覚寺 3-3-25  |
| 平野区 加美北  | 加美北地域集会所       | 平野区加美北 2-5-35    |
| 平野区 加美北  | 加美北会館          | 平野区加美北 5-9-20    |
| 平野区 加美東  | 加美東老人憩の家       | 平野区加美東 5-7-13    |
| 平野区 加美東  | 加美東地域集会所       | 平野区加美東 6-3-41    |
| 西成区 長橋   | 長橋老人憩の家        | 西成区南開 2-4-22     |
| 西成区 長橋   | 長橋集会所          | 西成区長橋 1-13-1     |
| 西成区 長橋   | 出城老人憩の家        | 西成区出城 2-2-10     |
| 西成区 今宮   | 今宮老人憩の家        | 西成区天下茶屋北 1-5-17  |
| 西成区 今宮   | 今宮社会福祉会館       | 西成区天下茶屋東 1-32-19 |
| 西成区 今宮   | 三日路老人憩の家       | 西成区天下茶屋北 2-8-11  |
| 西成区 橘    | たちばな会館         | 西成区花園南 2-9-28    |
| 西成区 岸里   | 岸里福祉会館         | 西成区岸里 3-2-2      |
| 西成区 千本   | 千本会館老人憩の家      | 西成区千本南 2-11-21   |
| 西成区 津守   | 津守集会所          | 西成区津守 3-5-28     |
| 西成区 津守   | 津守老人憩の家        | 西成区津守 1-13-37    |
| 西成区 南津守  | 南津守福祉会館        | 西成区南津守 4-1-33    |
| 西成区 北津守  | 北津守わかくさ公園老人憩の家 | 西成区北津守 4-12-10   |
| 西成区 北津守  | 北津守老人憩の家       | 西成区北津守 3-8-8     |
| 西成区 山王   | 山王老人憩の家        | 西成区山王 2-10-17    |
| 西成区 山王   | 山王集会所          | 西成区山王 2-10-24    |
| 西成区 飛田   | 飛田ふれあい会館       | 西成区山王 3-12-13    |